

文教委員会資料③

1 所管事務の調査（報告）

（3）平成28年度地域子ども・子育て活動支援助成モデル事業について

資料 平成28年度地域子ども・子育て活動支援助成モデル事業（案）について

こども未来局

（平成28年5月20日）

■ 現状

- ・ 都市化の進展に伴い、核家族化や地域との関係が希薄化している。
- ・ 共働き世帯の増加や未婚・晩婚化により家族形態が変化している。

↓
子ども・若者を取り巻く環境が変化中、児童虐待やいじめ、非行やひきこもり、自殺等、子ども・若者をめぐる問題は複雑・深刻化している。

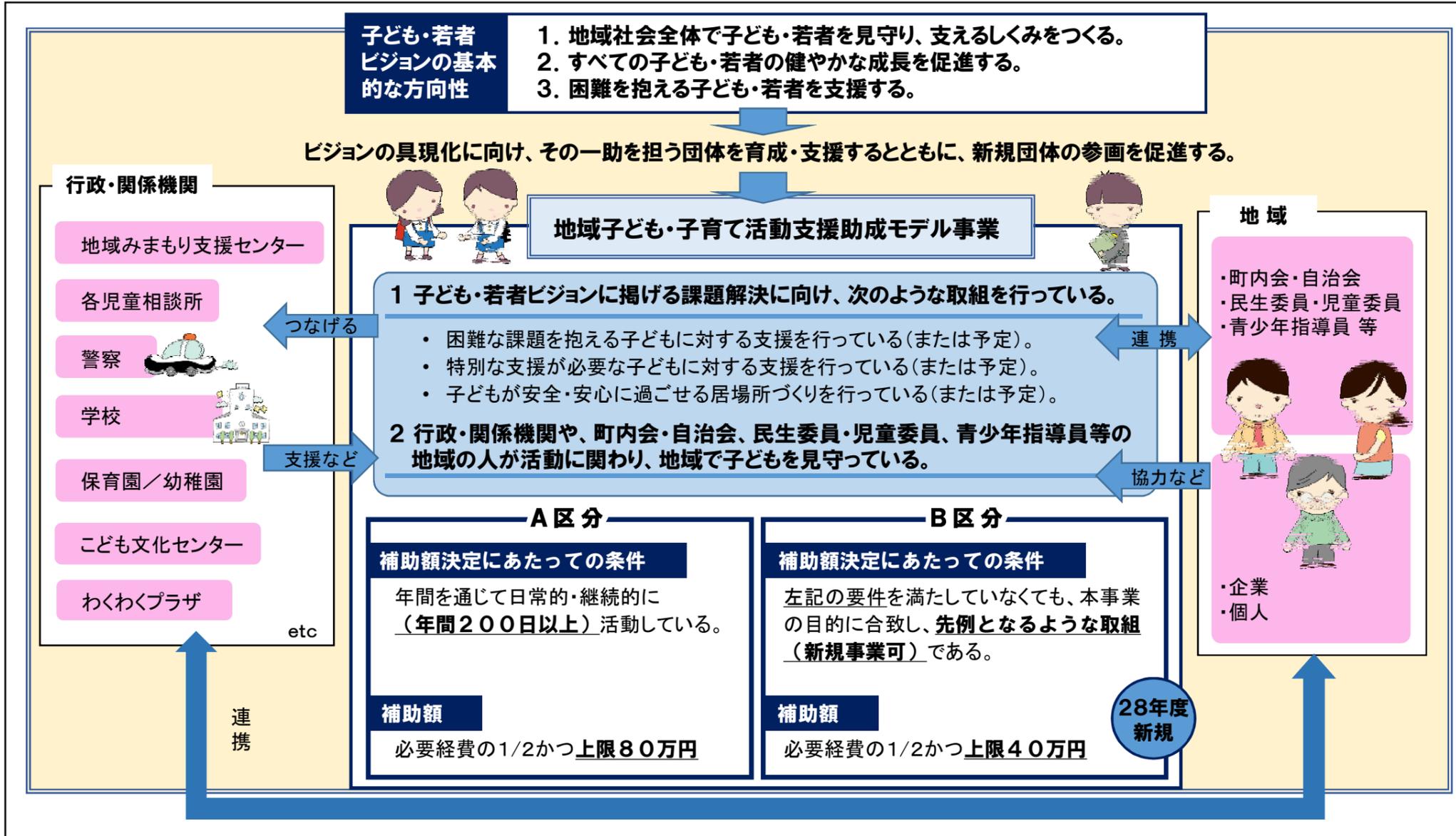
■ 課題

地域社会全体で子どもの健全な育成を図り、子育て活動を支援していく必要がある。

■ 課題解決への取組

日常的・継続的に子どもの健全育成に資する活動を行う団体の地域と連携した取組に対して補助金を交付することにより、地域における子どもの居場所づくりを促進し、地域社会全体で子どもを見守り、安全・安心な環境の中で子どもの健全な育成が図られることを目的として事業を実施する。

■ 本事業の目的及びねらい



(案)

平成28年度 川崎市地域子ども・子育て活動支援 助成モデル事業 募集案内

「川崎市子ども・若者ビジョン」の基本的な方向性である、

1. 地域社会全体で子ども・若者を見守り、支えるしくみをつくる。
2. すべての子ども・若者の健やかな成長を促進する。
3. 困難を抱える子ども・若者を支援する。

の具現化に向け、その一助を担う団体を育成・支援するとともに、新規団体の参画を促進することを目的として、モデル事業を実施します。

募集期間 平成**28**年**5**月**24**日(火)~**6**月**20**日(月)

※受付は土日・祝日を除く、9時~12時/13時~17時

応募条件

次の2つの条件を両方とも満たしている必要があります。

- (1) 子ども・若者ビジョン(※)に掲げる課題解決に向け、次の取組を行っている。

※平成28年3月に、川崎市が子ども・若者の育成・支援を総合的に進めるために策定した計画です。

- ・ 困難な課題を抱える子どもに対する支援を行っている(または予定)。
- ・ 特別な支援が必要な子どもに対する支援を行っている(または予定)。
- ・ 子どもが安全・安心に過ごせる居場所づくりを行っている(または予定)。

- (2) 行政・関係機関や、町内会・自治会、民生委員・児童委員、青少年指導員等の地域の人が活動に関わり、地域で子どもを見守っている。

応募方法

3ページに記載の提出書類をすべて揃え、**こども未来局青少年支援室まで直接持参**してください。書類提出時にヒアリングを行います。必ず事前に電話連絡の上、下記へお越しください。

川崎市こども未来局青少年支援室

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市役所第3庁舎13階
電話 044-200-2669

※JR川崎駅から徒歩8分、京急川崎駅から徒歩4分



補助金の対象となる期間

補助金決定月である平成28年7月~平成29年3月

補助金交付にあたっての注意事項

■ 交付決定までの流れ

補助金交付の決定をしたときは交付決定通知書、不交付の決定をしたときは不交付決定通知書により通知します。交付決定された団体は、川崎市に請求書を提出してください。平成28年7月中に、団体の保有する口座に補助金を振り込む予定です。

■ 事業内容の変更・中止等の場合

事業実施期間中に、事業内容を変更または中止しようとする場合は、事業内容等変更承認申請書を川崎市に提出し、承認を得る必要があります。

■ 年度途中のモニタリングの実施

事業の進捗状況の確認及び次年度モデル事業の参考にするため、平成28年10月頃、活動場所の現地調査等のモニタリングを実施する予定です。

■ 実績報告書の提出

交付団体は、事業終了後30日以内に実績報告書及び関連書類を提出していただきます。

■ 補助金額の確定

実績報告書等を審査し、補助金額を確定します。なお、その確定額を超える補助金が交付されているときは、その超える分について返還していただきます。

お問い合わせ・申し込み先

川崎市こども未来局青少年支援室

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所第3庁舎13階

電話 044-200-2669 FAX 044-200-3931

e-mail 45sien@city.kawasaki.jp

川崎市HP <http://www.city.kawasaki.jp/>

川崎市地域子ども・子育て活動支援助成モデル事業

検索

説明会開催のお知らせ

平成28年度の募集内容について、説明会を開催します。当日直接会場までお越しください。※参加の有無は応募要件ではありません。

平成**28**年**6**月**3**日(金) **10**時~

中原区役所501会議室

※南武線、東横線、目黒線武蔵小杉駅から徒歩3分



補助の対象となる団体

市内で地域と連携して子どもの健全育成に資する活動を、年間を通じて日常的・継続的に実施している団体等で、以下の要件をすべて満たしている必要があります。

- (1) 社会福祉法人やNPO法人等、営利を目的としない団体等であること。
- (2) 事業実施にあたり、行政・関係機関や、町内会・自治会、民生委員・児童委員、青少年指導員等の地域の関係者・団体が関わっていること。
- (3) 利用者の参加にあたっては原則一定の条件を付さないこと。ただし、本事業の目的に沿った条件であると認められる場合はこの限りではありません。
- (4) 継続的に利用者が利用できる活動場所が確保されていること。
- (5) 当該会計年度内に、補助対象となる事業に対し、川崎市及び川崎市出資法人等から同種の助成を受けていないこと。

補助金上限額

補助金は、活動日数及び内容に応じ、事業実施に必要な経費の2分の1かつ40万円または80万円を限度に、予算の範囲内で交付金額を決定いたします。

■補助区分

補助区分	A区分	B区分
補助額決定にあたっての条件	年間を通じて、日常的・継続的に（年間200日以上）活動している。	左記の要件を満たしていない場合でも、本事業の目的に合致し、 先例となるような取組（新規事業可） である。
補助額	事業実施に必要な経費の1/2かつ 上限80万円	事業実施に必要な経費の1/2かつ 上限40万円

対象となる経費

補助の対象となる経費は、応募事業に直接要する経費のみとし、次に掲げるものとしません。団体の運営維持にかかる費用については補助の対象とはなりません。

- (1) **事業実施に必要な場所の賃貸借料・光熱水費（共益費を含む。）**
団体の事務所は対象となりません。
- (2) **講師謝礼等**
団体の構成員に対する賃金等は対象となりません。
- (3) **消耗品費・印刷製本費・通信費**
団体の運営維持にかかるものについては、対象となりません。
- (4) **その他、市長が必要と認める経費**

提出書類

次の書類をすべて提出してください。なお、申請書類は返却いたしません。

- (1) **地域子ども・子育て活動支援助成モデル事業補助金交付申請書（第1号様式）**
申請書の押印については、団体代表者の代表印を押印してください。
- (2) **地域子ども・子育て活動支援助成モデル事業計画書（第2号様式）**
次の審査項目・審査の観点に基づき、選考いたしますので、これらを踏まえて記載してください。
- (3) **事業計画の内容がイメージできるような書類**
(2)の事業計画の内容がわかるような書類（チラシやたより等の広報、既存事業の場合は事業報告書等）
- (4) **事業計画の経費の積算根拠がわかる書類**
(2)の事業計画の経費の積算根拠がわかるような書類（賃貸借料や光熱水費の場合は請求書等）
- (5) **団体等の定款、規約・会則等**
- (6) **団体の平成27年度収支決算書、平成28年度収支予算書**
応募事業のみではなく、団体全体の収支決算書及び収支予算書を提出してください。予算書については、助成を受けた場合の補助予定額、対象経費等がわかるように作成してください。

※ (1)～(6)以外に、追加で資料の提出を求める場合があります。

審査方法・審査項目

提出された事業計画書等をもとに、次の審査項目・審査の観点に基づき総合的に判断し、審査を行います。

また、活動場所の現地確認やヒアリング等により、事業内容の確認を行います。

審査項目	審査の観点
目的との整合性	・地域における子どもの居場所づくりを促進するものであるか。 ・地域社会全体で子どもを見守り、支える仕組みであるか。 ・子どもの健全な育成が図られるようなものであるか。
事業の具体性 ・公益性	・事業内容が抽象的ではなく具体的であるか。 ・事業内容が公益性の高いものであるか。
補助の必要性	・運営団体の財務状況から、公費支出の必要性があるか。
事業の実現性 ・継続性	・事業内容、費用その他の観点から、実現性・継続性があるか。
事業のPR 効果	・事業にオリジナリティがあり、魅力のあるものであるか。 ・先例となるような事業であるか。